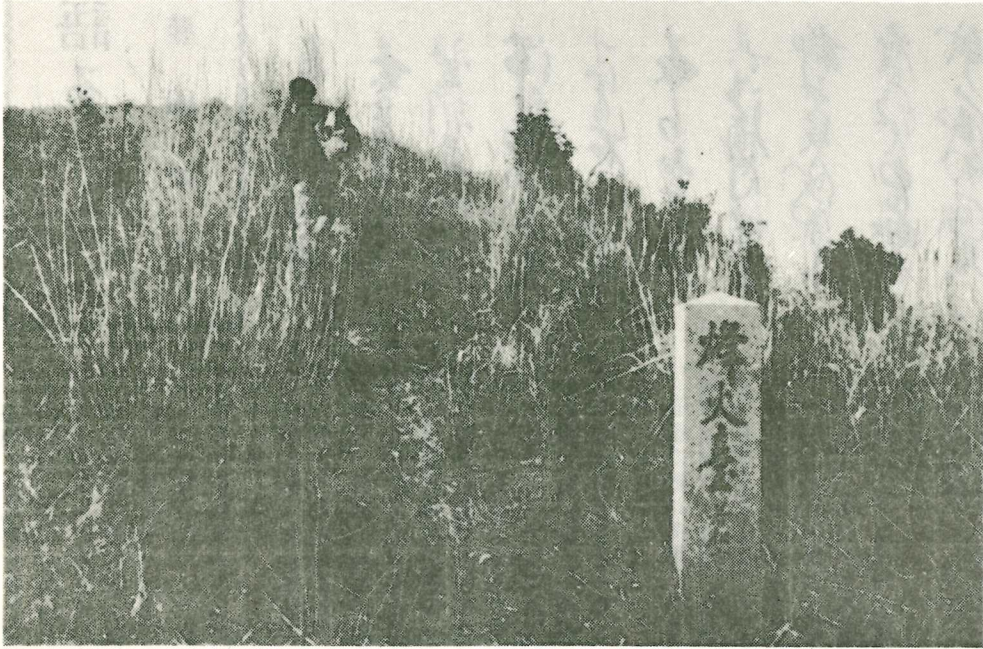


# 北九州市の文化財を守る会 会報

No. 18 52. 3. 1

発行 北九州市の文化財を守る会  
北九州市小倉北区城内 1-1  
北九州市教育委員会文化課内  
電話 582-2389  
印刷 江藤印刷  
北九州市八幡西区東筑1丁目10-16  
電話 603-0569



若松石峯山烽火台址

## 文化年間の烽火伝達

奥洞海湾に臨む、若松石峯山々頂から尾根続き、南約四百米の丘に狭い平地がある、烽火台の址である。  
文化年間、鎮国令下の長崎に、欧米の船がしばしば来航するようになったので、幕府は九州諸藩に長崎守備を厳命していたが、文化五年（一八〇八）に長崎で英船の大騒動を惹起したりした。  
長崎守備の北九州諸藩は、これらの異変を本藩に急報するために、烽火台の設置を協議した。文化六年正月に試揚げし、その良結果を確めて、本極りとなった。筑前領は七台を定めて十月に完成した。十一月に次のように長崎よりの伝達道順を示し、長崎へ人員の指出し通達の触が出された。  
先ず肥前朝日山の烽火を、御笠郡天山に受け、ついで同郡四王寺山、穂浪郡しゅうけ越、同郡竜王岳、鞍手郡六ヶ岳、遠賀郡石峯山に受継ぎ豊前国小倉に伝え、一方四王寺山から那珂郡丸尾を経て福岡城二の丸に受け、「時打ち櫓」から鐘と太鼓の交ぜ打ちで、急を知らせる手順である。  
石峯資料は詳らかでないが、六ヶ岳関係によれば、同年七月には大庄屋から各村に烽火場御作業所の命による手伝夫指出割の触が出され、翌七年には度々の出夫通達の外に、経費充当のために夫銭上納の触が出されている。  
この烽火伝達の方法は、後日にいたって風雨、霧の深い時など見通し難の際、又は異変の規模緩急の詳細を急報するためにあとで急飛脚を出す必要があり、時には村人が山野の烽火を見誤る等の弊害も伴った。そこで飛脚便の方が烽火によるよりも、却って早く確かであるという各地からの声が長崎奉行所にあがってきた。文化十三年に至って、奉行所より老中に、飛脚便に切換え方の伺を上申して、指図を待った。間もなく伺通りにせよとの命が下ったので、五月に至って烽火台は悉く毀された。  
時も同じ頃映画で見るアメリカインディアンの烽火と、洋の東西を問わず一脈通ずるものがあるのは興味深いものがある。大きな時の流れとともに試行錯誤を繰り返しながら、近代日本の夜明けがやがて訪れるのである。  
(藤田敏夫)

## 第23回管内文化財防火デー行事

区名	月日	時間	場所	内容	備考
門司	1.28	自午前10:00 至午前10:30	門司港駅	消防演習	
小倉北	1.24	自午前9:30 至午後0:30	広寿山 宝典寺	査察	
	1.25	自午前9:30 至午後0:30	永照寺・極楽寺 森鷗外旧居 末吉参治氏宅	査察	
		自午前10:00 至午前11:00	広寿山	消防演習	
	1.26	自午前9:30 至午後0:30	歴史博物館 九州民芸資料館	査察	
自午前10:00 至午前10:30		永照寺	消防演習		
小倉南	1.21	自午後1:30 至午後4:00	西大野神社 法円寺 西円寺	査察	
	1.24	自午後1:30 至午後3:20	大興善寺・神理教	査察	
	1.25	自午前10:00 至午前11:30	大興善寺	消防演習	
	1.26	自午前10:00 至午前11:30	神理教	消防演習	
若松	1.26	自午後1:30 至午後2:30	白山神社	消防演習	若松支部役員参加
八幡東	1.24	自午前10:00 至午前11:00	大正寺	査察	
八幡西	1.25	自午前10:30 至午後5:00	春日神社 黒崎祇園行事 前田勇氏宅 折尾高校 寿命の唐戸水門 木屋瀬郷土資料室 曲里の松並木 八幡西市民センター	査察	
	1.26	自午前10:30 至午前10:50	春日神社	消防演習	八幡西支部役員参加
	1.24	自午後1:30 至午後3:30	戸畑祇園大山笠	査察	
戸畑	1:25	自午前9:30 至午前11:00	旧松本家住宅	査察	
	1:26	自午前10:00 至午前11:50	(西日本工業倶楽部)	消防演習	

◆年度末になりましたが、昭和五十一年度会費未納の会員諸氏は振替用紙を同封して居りますから、早急に御納入下さるよう願います。  
◆会員の方は、本会の趣旨に賛同する人を御勧誘いただき一人でも多く、加入者の増加について御配慮願います。  
◆本会刊行の北九州市の指定文化財を解説した、写真集「北九州市の文化財」の在庫がありますから、希望者を御覧願います。(誌代・一部八百円)  
◆昭和四十九年に実施した小倉城の調査報告書「小倉城」を本会が四月上旬に百部限定出版します。現在事務局で予約受付をしていますので、希望者は早目に申込み下さい。(電話でも可)。定価・一部千五百円。B5版・百三十ページ。付録として小倉城下図(B2・B3)が二葉あり。  
◆編集だより  
本月の機関紙は若松支部で刊行したが、六月は小倉南支部の担当になって居ります。尚機関紙は各支部からも原稿をお寄せ下さることを切望いたします。(中山)

# 古文書は語る

若松区 藤田敏夫



墨黒々と風格あるお家流の筆蹟、その制札の威しきもさることながら、古文書の流麗で品位のある書体に、限りない魅力を感じていたところ、ふとした機会から、「貴札致拜見候」に始まる、上掲の一文を入手した。

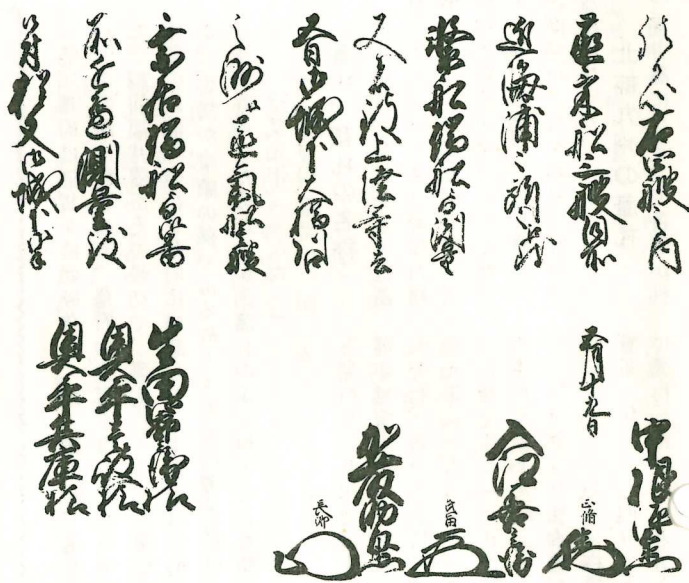
通説は素人には難解であるが、北九州の地名もあり、拾い読みで幕末の長州外船砲撃事件前後のものであることは判る。歴史の教科書の頁で単に昔の事柄程度の知識であったが、何度も書体を眺めていくうちに、字句を通じて開港攘夷に揺れ動く、緊迫した関門の情勢が身近に感じられるようになった。

正確な説は如何、北九州と奥平とは、北九州の現地で認められたものとせば「由」とは、何年の事件か、次々に疑問が生じたので種々資料を漁り、先輩各位の御教示も得て、やっと次のような当時の事情が判明した。

【奥平文書について】  
奥平大膳大夫昌成は、享保二年（一七一七）丹後宮津から中津十萬石に移封せられた譜代大名である。  
以来子孫が継承して明治維新に及んでいるので、これは中津藩の文書である。

【何処で認められたものか】  
北九州での所見の事柄は「間もなく船に引取候由」「小倉表より相達し候由」と書かれ、すべて聞き書「由」であり、当時現地に人を派した記録も見当たらないので、多分中津藩において情報収集の結果を、藩役人が藩の重役に文書で報告したもので、江戸は藩の江戸屋敷のことであろう。

寛政・文化の頃から日本各地に外国艦船が度々来航するようになり、嘉永六年ペリー来航以来次第に多くなってきた。安政年間に米・露・蘭・英・仏と通商条約を締結して以来は外国艦船の関門通峡はいよいよ繁くなつた。資料により、この古文書に關連の頃の実情を詳述してみよう。  
万延元年（一八六〇）赤間関に、七月二十一日・二十三日日蘭船、二十七日英船、九月五日米船各一隻が入港した。これら外国艦船の往来が繁くなるに伴い、乗員が無断上陸の上不法を働く者が出て来た。そこで、長府藩は領内十一个所に関所を設けて検問に当たるとともに、十月七日住民に外人応待を禁じ、同九日外国人接待の法を布告した。しかし十月二十八日英船一



けたりした。此間藩役人が現地に結めるは勿論のこと、英人の徘徊行動には手代・廻役等で尾行監視等を行っている。記録に「物情為に騒然たり」とある。

五月五日 英艦一隻は小倉城下大橋川口に入津し、端船で上陸測量中を制止して船に推返した。

五月六日 英艦一隻六連沖に繋船し、端船で戸畑名護屋崎に三名上陸測量中を発見し手招きしたが近寄らず、驚いて退去した。現場を調査した

ところ松の木に胡粉様のものが流し掛けられていた。黒崎田町庄屋の役所への報告文書中に「御領内に入込み図取りをする等容易ならざることであり、白塗りは本船から戸畑までの測量目当ではないかと懸念している」と記されている。又戸畑村組頭から上役に今後の対策について指図方を要請している。

五月十四日 夕刻英人一名上陸して筆談を申し出たが通じないので、翌日船上での再会を約した。

五月十五日 船上で再会し、苦心の末やと通じたことは士官が病没したので門司側に葬りたい願ひであった。そこで門司の地は小倉藩の領有であることを告げ退船した。英艦側では折目正しく届出の上埋葬のつもりが、要領を得なかったか、又は小倉藩に届出の時間がなかったのか、同日英兵大勢が手間舟数隻で門司に無断上陸し、雨ヶ窪勘場の畠に病没士官（船将？）を埋葬して松を樹えた。小森日記に「何の願も挨拶もなしに」と不法をなじり、更にその模様を「二十七人は緋めんきん様の陣羽織風のものを着用、他の者は常の支度であった。大將格の者が導師役をしてい

る咄が聞こえた。終に二十七日の内一人が号令をして、銃を持った二十六人が三発宛同時に発射した。この辺（小倉藩？）の訓練連発と違つて、一人の差込に随い二十七発が一声に聞こえた」とあり、高瀬日記には「このようなことは甚だ不浄な上不埒千万の仕方聞こえ、上からは何の差留の沙汰もなく誠に歎かわしい」と記され、藩当局の無為無策を批判している。

五月十七日頃は水取のため門司に上陸し、井戸に衣服を入れて洗い、羊とか申すものを畑に入れて小豆の木を喰わせ、犬も上陸させた。又国王の誕生日とかいって、関の阿弥陀寺沖で大砲数門を発射したりした。

五月十八日 早朝英艦は庚申丸に別れを告げて、四隻船をふくみ出港し、三隻は福浦沖に繋船した。一隻は小倉湊口沖に行き、大砲を持って上陸し、波戸上で数回打った。五月十九日 英艦四隻は六連島沖に碇泊し、二十日西に向つて去る。

七月四日 幕府は英艦に沿岸航路の測量を許可した。十月十一日 英艦測船が入港した。文久に入り、頻繁な外国艦船の来関は、地元の攘夷意識を更にしたかぶらせることになった。

長州藩ではこれらの諸情勢に対処する海防策として、二月七日海運局を庚申丸に仮設、三月二十八日には毛利敬親は長井雅楽の「航海遠略策」を採用して藩是とした。後に長井をして公武合体・航海遠略の議を朝廷に上申させることになる。

以上諸資料を取纏めると、この古文書は、文久元年四月末から五月中旬にかけての、関門附近における英艦の動向報告とその対処を認めたものである。

藩境を接する中津藩では、対岸の火事視出来ない沿岸警備の問題であり、一步誤れば幕府の威信にも関わる微妙な国際問題でもあるので、極力情報収集に努め、「事たてざる様：」、「穩便御用意申付け置かれ候」、「御念をいられる儀と存候」等慎重に指図対処されていることが窺われる。長州・小倉両藩の現地記録を、中津藩文書が更に裏付けるものである。

単にお家流の書体が魅力でふと入手した古文書が、このような近代日本誕生の胎動を生々しく手に伝えるような、背景をもって書かれたものであることに感銘深いものがある。思いもよらず、苦手の歴史を勉強させられる羽目にはなつたが、激動する幕末関門史の意外な事実を知り得たことと、古文書は専門家だけのものではなく、誰でも親しめるものであることを学んだことは望外の収穫であり、喜びでもあった。



(福岡藩札の版木写し 銀六百文)

# 北九州を中心とした藩札と私札

若松区 森川 政美

徳川幕府は通貨を終始硬貨金・銀・銅主義で通したが、地方の各藩は窮乏の末、幕府の許可を得て藩札を発行した。越前福井藩がその最初で、藩主松平忠昌が藩の財政困難の爲藩札発行を幕府に申請した。重役連は苦惱したが、忠昌が家康の孫である故と大阪夏の陣の武功に依り遂に許可したが我が国藩札の第一号となった訳である。寛文元年(一六六一)

## 藩札、私札の名称

徳川時代の札は正しくは銀、藩が延宝六年(一六七八)藩札、国札又はフダと呼ばれ楮札発行、続いて久留米藩が元和元年(一六八一)、柳河藩が元禄元年(一六八八)、福岡藩が元禄十六年(一七〇三)、秋月藩及び熊本藩が宝永元年(一七〇四)、杵築藩が寛延二年(一七四九)と次々に発行したが、もともと各藩

## 北部九州の藩札

を發行し、九州では先づ小倉藩が延宝六年(一六七八)藩札發行、続いて久留米藩が元和元年(一六八一)、柳河藩が元禄元年(一六八八)、福岡藩が元禄十六年(一七〇三)、秋月藩及び熊本藩が宝永元年(一七〇四)、杵築藩が寛延二年(一七四九)と次々に発行したが、もともと各藩

## 藩札の両替

とも財政困難の爲発行したもので、日ならずして正金と引替不能になった藩が続出した。柳河藩は宝永二年札遣い停止、福岡藩では発行後四年目の宝永三年(一七〇六)銀札の値が下落遂に流通が停滞した。幕府は各藩の調査にのり出しその弊害の多きを憂いて宝永四年(一七〇七)遂に全国に札遣いの停止を命じ、藩札は一時姿を隠したが、その後経済界の有様は到底永く禁止する事が出来ず、享保十五年(一七三〇)従来藩札を發行していた各藩に対して、二十万石以上の大名は二十五ヶ年、二十万石以下の大名は十五ヶ年間の期限付で札遣いを解禁した。

## 銀札銭札の相場

各藩は金銀引替の札所を置き役人が事務を取扱った。正銀百匁持って来た者には銀札百匁渡し、銀札にて正銀を両替に来た者には銀札百匁に付銀九十八匁を渡した。各藩は自藩の札を通用さず爲に藩内の金銀通用を禁止、損じて通用し難き札は割引程にて新札と引替えられ、火傷磨滅の札は、老印損じたものは割引、参印以上は何程と定めて新札と交換、裂けて二つになった札は左右合せ見て相違なければ三割引、しみ札・すれ札は印章さえ判然としていれば歩引なし。札は長く使用も出来ず七八年目毎に新札を出して旧札を回収した。揉札は引替るには添銭を要し、一般にこの揉札は厭われたものである。

## 両に對する

藩札の両替は前述の通りであるが、藩の財政如何によつて藩札の価値が上下した。例えば福岡藩にては、宝永年間藩札の値が下落、百目の銀札で僅か五十目、四十目に通用、遂に七十目以下の割で通用する者は罰すべしと令された事があり、藩の公定相場と市相場の開きが出来た時は市

のであり、慶応二年豊津に敗退後も七種の藩札を発行、全部分銅形の万金丹印が押されている。

## 福岡藩札

筑前福岡藩は五十二万石、九州では三位の雄藩だが財政は豊かでなかった。元禄十六年(一七〇三)八種の札を発行したのが初まりで、寛政八年には蠟座切手六種発行、国外向け特産物として蠟の生産に力を入れた。嘉永年間発行の札が七種、凶柄は乗馬した七福神の仲々洒落た絵である。明治初年まで数回札を発行したが、明治元年明治政府が大政官札を発行するや、ニセ札作りを計画、城内の空屋敷で大量の大政官札を刷上げ、その札をもって藩の軍艦で新潟や熊本で米を買占めた。明治三年政府よりニセ札作りの嫌疑を受け、直ちに大参事外五人は斬罪、その他処罰を受けた者五十名と言う大事件となり、黒田長知も藩知事を免官という事になり誠に哀れな結末となった。

## 預り手形本城札

遠賀郡本城城では嘉永四年(一八五二)触内銀主八名により触手形を発行した。嘉永三年の大雨災害による農民救済を直接の目的としたもので、各銀主に百二十兩宛の正貨準備をさせ、計九百六拾兩の札を発行した。札種は拾文、参拾文、四拾文、八拾文、百文、拾文、百六拾文、式百文の七種で二年足らずの期限付きで一割の利息を取った様である。

## 預り手形藤木札

遠賀郡藤木村(現若松区)庄屋副田三三太永保が、貧民救助の爲嘉永四年(一八五二)壹千兩の札を発行した。この札は蟻住触即ち大庄屋の支配下のみ通用する私札で触札とも呼ばれている。前述の本城札と同じく、触内農民の困窮救済を目的として発行されたもので、銀主は副田三三太一名である。

## 其の他の私札

幕末は数多くの私札が発行された様で、行事村(行橋市)の豪商玉江家から発行された船屋札は有名で、細い短冊形の美札が残っている。宇佐札、宇ノ島札、英彦山札、直方札など現在残って居り、藩札は明治政府が新貨と引替えしたが、私札は銀主が確かなれば良いが、没落した銀主の札は反古紙となった様である。

# 若松区に於ける幕末より明治初期の私塾教育の一面

若松区 柴田 六郎

若松区の、幕末より明治初め頃の私塾は次の記録がある。

村名	先生
若松村	湖上 潜
松井徳一郎	坂尾与一郎
長富半太夫	秀美
関	
二島村	伊高千百彦
安屋村	金子 常善
蟻住村	大江 英道
小竹村	有吉 善善
頼田村	前田 覚円
有毛村	岡本重兵衛

右の表の他小さい私塾は数多く、安屋村には本田重右衛門という有名な人物がある。そして頼田村の前田覚円・有毛村の岡本重兵衛と併せて三基の大きな碑がある。

## (一)前田覚円

前田覚円は博学強記の人で武芸に達し特に槍術を得意にしていた。素性は島原の残党とか水戸の浪士とか伝えられているが、なまりは肥前地方のそれのようであったと門人川端久五郎は語っている。元治元年響灘を、衣服と大小を頭上にして脇の浦に流れつき、同地の前田屋に足をとめ、姓を前田と名乗ったといわれている。便船から海中に飛びこんだものらしい。(若松市史誌より抄出)

前田先生碑(所在地:大字 頼田字穴倉)

